

# 『江別第三小学校父母と教師の会規約』

江別市立江別第三小学校PTA

## 第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、江別第三小学校父母と教師の会と言い、事務局を江別第三小学校に置きます。

## 第2章 目的及び活動

第2条 この会は、父母と教師の成長を図り、良い教育環境をつくるなど、父母と教師が協力し合っ  
て、家庭・学校・社会において、子どもの健全な成長を図ることを目的とします。

第3条 この会は、前条の目的を達するために、次のような活動を行います。

1. 良い親・良い教師となるための学習活動や、仲間づくりを行います。
2. 情報を収集して提供したり、啓発のための広報活動を行います。
3. 教育環境の改善に努めます。
4. 学校づくりを援助し、公費による教育予算の拡充に努めます。
5. 校外生活の指導や地域づくりを行います。
6. 関係諸団体と情報を交換し、協働します。
7. 国際的に交流します。
8. その他、本会の目的達成に必要と認められる活動を行います。

## 第3章 方針

第4条 この会は、教育の理解と振興を主旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動します。

1. 子どもの教育並びに福祉の推進のために、活動する他の団体及び機関と協力します。
2. 特定の政党及び宗教に偏ったり、営利のみを目的とする活動は行いません。

## 第4章 会員

第5条 この会の会員は次の通りとし、会員はすべて平等の権利と義務を有します。

1. 江別第三小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる人。
2. 江別第三小学校の教員。

第6条 この会の会員は、総会において決めた所定の会費を納入しなければなりません。

## 第5章 役員

第7条 この会を運営するために、次の役員をおきます。

会長（P）・・・1名、副会長（P）・・・2名、会計（P1・T1）・・・2名  
監査（P）・・・2名、事務局長（T）・・・1名、書記（T）・・・1名

第8条 役員は、PTA役員選出規定に基づいて、総会において承認します。

第9条 役員の任務は、次の通りとします。

1. 会長は会務を統轄し、この会を代表します。また、総会・役員会・運営委員会を招集します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行します。
3. 会計は、総会で決定した予算に基づいて会計事務の処理を行い、会の財産を管理し、次年度の定期総会において会計決算報告を行います。また、予算の立案について協力します。
4. 監査は、年2回業務及び会計の監査を行い、その結果を定期総会に報告します。  
また、必要に応じて運営委員会の意見をきくことができます。
5. 事務局長は、この会の活動並びに会議の議事について重要事項の記録を行い、記録・通信・

その他の書類を保管します。また、会長の指示に従って、庶務を行います。

6. 書記は、事務局長を補佐し、事務局長に従って庶務を行います。

第10条 役委員の任期は1年とし、定期総会までとします。

第11条 役員の兼任は認めません。但し、再任は防げません。

第12条 役員に欠員が生じたときは、PTA役員選出規定に基づき、運営委員会で承認の上補います。  
任期は、前任者の在任期間とします。

## 第6章 会計

第13条 この会の経費は、会費・その他の収入をもってあてます。

第14条 この会の経理は、総会で決定した予算に基づいて行います。

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日間でとします。

## 第7章 総会

第16条 この会の最高決議機関として、総会をおきます。

総会には、定期総会と臨時総会があります。定期総会は毎年4月に開催し、次の事項について決議します。

1. 事業及び決算の報告。
2. 事業の計画及び予算。
3. 役員の承認。
4. その他必要な事項。

第17条 総会は出席した会員で成立し、議事は出席会員の過半数で決めます。  
可否同数の場合は、議長が決めます。

尚、総会の議長は、出席会員の中から互選により2名（P1・T1）選出します。

第18条 運営委員会が必要と認めたととき、または全会員の5分の1以上の要求があったとき、会長は臨時総会を招集しなければなりません。

## 第8章 運営委員会

第19条 運営委員会は、会長・副会長・会計・事務局長・書記・常置委員会委員長と委員会担当教師の代表・校長で構成します。

第20条 運営委員会の任務は、次のとおりとします。

1. 総会の決議の執行
2. 総会に提出する議案の作成
3. 予算の立案・決算の業務
4. 常置委員会業務の調整。
5. その他緊急を要する案件の審議決定。

第21条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集します。

## 第9章 常置委員会

第22条 この会の活動を円滑に行うため、次の委員会をおきます。

1. 学級・学年委員会
  - ① 各学級2名の委員と学級担任によって構成し、各学年毎に委員会を作ります。
  - ② 良い親・良い教師となるための学習活動や仲間作りを行います。（第3条の1）
2. 研修委員会
  - ① 各学級1名の委員と担当

② 良い親・良い教師になるための研修活動を、全会員を対象として行います。

(第3条1)

### 3. 広報委員会

① 各学級1名の委員と担当教師によって構成します。

② 情報を収集して提供したり、啓発のための広報活動を行います。(第3条の2)

### 4. 環境委員会

① 各学級1名の委員と担当教師によって構成します。

② 教育環境の改善に努め、学校づくりを援助します。(第3条の3・4)

第23条 各委員会の運営のため、委員長1名・副委員長2名を、委員の互選により選出します。

第24条 各委員会は、委員長が招集します。

1. 委員会は委員長が議長となり、議事は出席委員の過半数で決めます。

可否同数のときは委員長が決めます。

2. 委員会で決めた事業計画や内容については、運営委員会にはかります。

第25条 委員会の任期は1年とし、定期総会までとします。

1. 常置委員会内の兼任は認めません。

2. 委員に欠員が生じたときは、該当する学級から補います。

任期は、前任者の在任期間とします。

## 第10章 規定

第26条 この規約のほかに、次の規定を設けます。

1. 慶弔規定

2. PTA役員選出規定

3. その他必要な規定

## 第11章 改 廃

第27条 この規約・規定を改廃するときは、総会で3分の2以上の賛成を必要とします。

## 第12章 付 則

第28条 この規定は、昭和59年4月1日より実施します。

昭和22年 4月 1日 江別第三小学校父母と先生の会創立。

昭和42年 4月11日 一部改訂。

昭和51年 4月11日 一部改訂。

昭和58年 4月17日 一部改訂。

昭和59年 2月18日 全面改訂。

平成 5年 4月18日 一部改訂。

平成13年 4月14日 一部改訂。

### 1. 慶弔規定

第1条 江別第三小学校父母と教師の会規約第26条の1に基づきこの規定を定めます。

第2条 会員の病気・羅災等の見舞金は、次の通りとします。

(1) 会員がPTAの業務並びに行事中に負傷し、3週間以上の入院・通院、又は、病床にあって治療を要する場合は、3,000円とします。

(2) 会員が災害(火災・水害等)に遭った場合は、災害の程度を考慮して、運営委員会で見舞金額を決めます。但し、最高限度額は、5,000円とします。

又、事情によっては運営委員会で協議の上、校下父母から金品を徴募することがあります。

第3条 会員及び児童が死亡した場合の弔慰金は、次の通りとします。

(1) 会員が死亡した場合は、5,000円とします。

(2) 児童が死亡した場合は、5,000円とします。

(3) 教員が公務中に死亡した場合は、運営委員会で決定します。

第4条 その他必要に応じて、運営委員会で協議の上決定します。

付 則 この規定は、昭和59年4月1日から実施します。

## 2. PTA役員選出規定

第1条 江別第三小学校父母と教師の会規約第26条の3に基づきこの規定を定めます。

第2条 役員候補者を選出するため、役員選考委員を構成して選出にあたります。

第3条 役員選考委員を構成は、次の通りとします。

(1) 学年委員会代表(P)・・・各学年2名とし、委員長と副委員長1名がこれにあたります。

(2) 教員代表(T)・・・・・・2名

第4条 役員選考委員会の運営のため、委員長1名・副委員長1名・書記1名を、委員の互選により選出します。

第5条 役員選考委員会は委員長が招集し、協議は委員長の司会によって進行します。

第6条 この規定によって選出すべき役員候補者は、次の通りとします。

会長(P)・・・1名 副会長(P)・・・2名 会計(P)・・・1名

監査(P)・・・2名

第7条 選考の結果選出された役員候補者については、総会に報告し、承認を得なければなりません。

但し、役員候補者は、本人の承諾がなければ決定することができません。

第8条 委員の任期は1年とし、定期総会までとします。

第9条 委員会の協議内容については、部外秘とします。

付 則 この規定は、昭和59年4月1日から実施します。